

第六十五回国会
衆議院
農林水産委員会
議 録 第 九 号

昭和四十六年三月十日(水曜日)
午前十一時開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 斎藤 実君

理事 江藤 隆美君

理事 齋藤 邦吉君

理事 瀬戸山三男君

理事 中尾 栄一君

理事 松野 幸義君

理事 森田重次郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 芳賀 貢君

理事 松沢 俊昭君

理事 瀬野栄次郎君

理事 小宮 武喜君

出席國務大臣

農 林 大 臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林大臣官房長 太田 康二君

林野庁長官 松本 守雄君

委員外の出席者

農林水産委員会 松任谷健太郎君

調査室長

委員の異動

三月十日

辞任

白濱 仁吉君

補欠選任

森田重次郎君

三月九日

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出、第六十三回国会衆法第三四号)
国有林野の活用に関する法律案(内閣提出、第六十三回国会法第八〇号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

第六十三国会から継続審査となっており、芳賀貢君外六名提出、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案、及び内閣提出、国有林野の活用に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案
国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、林業の自然的経済的社会的制約により造林が行なわれない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もって森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。

第二条 この法律において「民有林野」とは、森

林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する民有林をいう。

2 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

3 この法律において「国営分収造林契約」とは、国が、民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行ない、その造林による収益をその所有者と分収する条件でその者と締結する契約をいう。

4 この法律において「造林地」とは、国営分収造林契約に基づき造林を行なう土地をいう。

第三条 農林大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和四十六年度以降十五年間にわたり実施すべき国営分収造林契約に基づいて行なう造林の事業に関する計画(以下「国営分収造林計画」という)をたてなければならない。

2 国営分収造林計画においては、国営分収造林契約に基づいて行なう造林の目標及び造林の事業の量について定めるものとする。

3 農林大臣は、国営分収造林計画をたてようとするときは、中央森林審議会の意見をきかなければならない。

4 農林大臣は、国営分収造林計画をたてるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、森林の現況、経済事情等に變動があつたため必要と認めるときは、国営分収造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(造林実施地域の指定等)
第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見をきいて、自然的経済的社会的制約により造林が行なわれない地域であり、かつ、すみやかに造林

を行なうことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

2 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、遅滞なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

3 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 前項に定める場合のほか、農林大臣は、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認める造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 関係都道府県知事は、第一項若しくは第三項の申請をしようとするとき、又は前項の規定により意見を申し出ようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

(国営分収造林契約の締結)
第五条 農林大臣は、造林実施地域内に存する民有林野の所有者が一人であり又は数人共同して国営分収造林契約を締結したい旨の申出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件(地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く)のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分収造林契約を締結することができる。

一 すみやかに造林を行なう必要があると認められること。

二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であること。

三 政令で定める理由により、当該民有林野について分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分収造林契約によつて造林を行なうことが困難であること。

四 当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合にあつては、これらの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

（国営分収造林契約の内容）

第六条 国営分収造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 造林地の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 地上権の設定に関する事項

四 植栽すべき樹種

五 植栽の予定期間

六 手入れの方法

七 主伐の予定期間

八 収益を分収する割合

九 造林に関する費用の負担に関する事項

十 その他必要な事項

（持分等）

第七条 国営分収造林契約による造林に係る樹木は、国と当該造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分収する割合によるものとする。

2 造林に着手した後に天然に生じた樹木は、国営分収造林契約による造林に係る樹木とみなす。造林に着手する前から存した樹木であつて造林に係る樹木とともに生育させたものも、同様とする。

3 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただ

し、国営分収造林契約において別段の定めをすることができない。

4 国営分収造林契約による造林に係る共有の樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

（収益を分収する割合等）

第八条 造林地の収益を国及び造林地の所有者が分収する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参酌して当該契約で定める。

2 造林地の収益の分収は、その樹木の売払代金をもつてする。ただし、営林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができる。

3 国営分収造林契約による造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金銭を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を収益を分収する割合によつて分収する。

（林産物の採取）

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の実及びきのこ類

三 手入れのため伐採する枝

四 植栽後二十年以内において手入れのため伐採する樹木

（処分の制限）

第十条 造林地又は第七条の規定による持分の譲渡は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（造林地の貸付け等）

第十一条 営林署長は、公用、公共用若しくは公益事業のため必要があるとき、又は造林地の経営に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

（国営分収造林契約の解除）

第十二条 農林大臣は、次の各号の一に該当する場合に、国営分収造林契約の全部又は一部を解除することができる。

一 造林地の所有者が自ら造林地の経営をしようとする場合において経営の能力が確実であると認めるとき。

二 契約の目的を達することができないと認めるとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、第十条の規定による承認をするとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

第十三条 前条の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、直ちに、収益の分収を行なわなければならない。

2 前条第一号又は第三号の規定により国営分収造林契約を解除した場合には、造林地の所有者は、農林大臣の指定に従い、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する持分の価額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、その金額が当該造林地の造林のために国が支出した金額とこれに対する複利計算の方法により年五パーセントの利率で計算した利息に相当する金額との合計額に達しないときは、その合計額を支払わなければならない。

3 造林地の所有者は、前項の規定による金額を支払ったときは、国営分収造林契約による造林に係る樹木について国の有する権利を取得する。

（国営分収造林契約に係る造林事業に関する費用の繰入れ）

第十四条 政府は、国営分収造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

（施行手続等の農林省令への委任）

第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の施行について必要な事項は、農林省令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分収造林契約の締結）

2 この法律による国営分収造林契約は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日以後は、締結することができない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

3 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）第五条の契約により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第五百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号並びに第五十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」の下に「及び民有林野国営分収造林地」を加える。

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分収造林地」に改める。

第六十五条第一項中「森林法」の下に「及び国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法（昭和四十五年法律第 号）」を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民

有林野国営分収造林地」に改める。
(分収造林特別措置法の一部改正)
5 分収造林特別措置法の一部を次のように改正する。
第一条中「国有林野法」を「国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法(昭和四十五年法律第 号)第五条(国営分収造林契約の締結)の契約及び国有林野法」に改める。

理由

林業の自然的経済的社会的制約により民有林野の造林が十分に行なわれていない実情にかんがみ、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により国が造林を行ない、もって森林生産力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と国土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度約五億円、平年度約百億円であり、じ後増すの見込みである。

国有林野の活用に関する法律案
国有林野の活用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第四条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のための国有林野の活用につき、国の方針を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「国有林野」とは、国

有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活用」とは、同法、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)その他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所屬替をし、又は国有林野につき部分林業契約若しくは共用林業契約を締結することをいう。

2 この法律において「農林業の構造改善」とは、農業構造の改善及び林業構造の改善をいい、「農業構造の改善」及び「林業構造の改善」とは、それぞれ、農業基本法(昭和三十六年法律第二百七号)第二条第一項第三号の農業構造の改善及び林業基本法第三条第一項第二号の林業構造の改善をいう。
(国有林野の活用の推進)
第三条 農林大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの(第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売り払うことを目的とする所屬替を含む)を積極的に行なうものとする。

一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第一項に規定する農用地をいう)の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用
農業を営む個人、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林省令で定める者
二 前号に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供さ

れていたものに代わるべき土地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用
当該譲渡をした者で農林省令で定めるもの
三 林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用
林業を営む個人で農林省令で定めるもの又は農業協同組合(昭和二十二年法律第二百三十二号)第七十二条の八第一項第二号に掲げる事業を行なう農事組合法人、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合その他の小規模林業経営を行なう者が主たる構成員若しくは出資者となつていて農林省令で定めるもの
四 国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住居を有する者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用(前三号に掲げるものを除く)
当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草を行なう者若しくはこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつていて農林省令で定めるもの又は当該市町村
五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に關するものの用に供することを目的とする国有林野の活用
当該事業を行なう者
六 前各号に掲げるもののほか、国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第八条第一項の山村振興計画に基づくものの用に供することを目的と

する国有林野の活用

農事組合法人、農業協同組合、森林組合、地方公共団体その他農林省令で定める者
2 前項の規定による国有林野の活用は、当該国有林野の位置その他の自然的経済的諸条件からみて合理的なものであるとともに、当該国有林野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考慮し、かつ当該地域の住民の意向を尊重したものでなければならない。
(国有林野の活用に関する基本的事項の決定及び公表)
第四条 農林大臣は、前条第一項の規定による国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他当該活用の実施に關する基本的事項を定め、これを公表しなければならない。
(国有林野の活用の適正な実施)
第五条 農林大臣は、第三条第一項各号に掲げる者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受けたい旨の申出があつたときは、必要な現地調査を行なつて、すみやかに当該活用の適否を決定するとともに、当該活用を行なうに当たつては、次項の規定によるほか、用途を指定する等当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に従つて適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならない。

2 農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用により土地の売払いをする場合には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九条の定めるところにより、買戻しの期間を当該売払いの日から十年を経過する日までとする買戻しの特約をつけなければならない。
3 農林大臣は、前項の売払いに係る土地につき、次の各号に掲げる場合(土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)によつてその土地が収用された場合その他農林省令で定める場合を除く)に限り、同項の特約に基づく買戻権を行使することができる。

三

一 指定された期日までに指定された用途に供されなかったとき。

二 指定された用途に供された後指定された期間内にその用途が廃止されたとき。

(国有林野の活用を受けた者の義務)

第六条 第三条第一項の規定による国有林野の活用を受けた者は、当該活用目的に従って、当該活用に係る土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進に努めなければならない。

(延納の特約)

第七条 農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用で同項第一号から第三号までに掲げるものに該当する土地の売払い又は当該活用に伴う立木竹の売払いをする場合において、当該売払いを受ける者がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一条第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、利息を附し、二十五年以内の延納の特約をすることができ、この場合には、同条第二項及び第三項(同項第二号を除く)の規定を準用する。

(収入の使途)

第八条 第三条第一項の規定による国有林野の活用により行なう国有林野の交換、売払い、所管換又は所屬替による収入は、予算で定めるところにより、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

一 森林経営の用に供することが適当な国有林野(地方公共団体の所有に属するものを含む。以下同じ)で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入れに要する経費

二 国土の保全上必要な国有林野で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買入れに要する経費

三 前二号に掲げる国有林野を交換により取得する場合における交換に要する経費

四 前各号の買入れ又は交換により取得した森林原野に係る林道の開設その他林業生産基盤

の整備に要する経費
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のため、国有林野の活用を適正かつ円滑な実施の確保を図るため、これについての国の方針を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○草野委員長

両案につきましては、六十三国会におきまして趣旨説明を聴取いたしておりましたが、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○草野委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。澁谷直蔵君。

○澁谷委員 私は、ただいま議題となりました国有林野の活用に関する法律案について、若干御質問を申し上げたいと思います。

実は、私はこの国有林野の活用に関する法律案をすみやかに成立をさせたいということで、足かけ七年間の問題と取り組んでまいりました一人でございます。なかなか私どもの要望が実現することができないで苦心しておったのでございますが、幸いに現倉石農林大臣がこの前に農林大臣に就任された際に、直接私も同志代表がお目にかかりまして、諸般の情勢をものと説明を申し上げ、農林大臣の勇断をもって政府提案という形でこの法律案を提案をしていただきたいということをお願いいたしましたのでございます。幸い倉石農林大臣、大英断をもちまして政府提案という形でこの

法律案を提案をしていただいたわけでございます。私は倉石農林大臣のその政治家としての御英断に對しまして、あらためて感謝の意を表明したいと思うわけでありまして、にもかかわらず現在に至ってなおこの法律が目の目を見るに至っておらない。一度はこの衆議院で審議を尽くし、本会議を通過して参議院に送られたわけでございますが、残念ながら参議院で成立を見るに至らないで終わったわけでございます。

以上のような経過を経ておるわけでございますから、この法案については、当委員会におきましても各党のそれぞれの委員からいろいろな角度からの審議が尽くされておるわけでございますから、私はできるだけ重複を避けて三、四点について政府の所信をただしたいと考えるわけでございます。

そこで、この法律案に入る前に、私は日本の林業、木材というものについて、最近非常に容易なれない情勢になっておるといふふうな判断をいたしますので、この点についてまず最初に若干御質問いたしたい。最初に、政府委員にお伺いいたしますが、木材の輸入が非常に増加をしておるといふことはもう明らかでございますが、最近この四、五年間における木材の輸入状況はどうなっておるのか、要点だけで結構でございますから簡単に御説明をお願いいたします。

○松本(守)政府委員 お答えいたします。

木材の輸入状況でございますが、昭和四十年に千六百九十二万立方輸入がございまして、逐次増加いたしております。しかもその増加の幅は相当大幅でございます。四十四年度では三千五百八十一万立方になっております。

○澁谷委員 ただいまの御説明で明らかになりましたように、この数年間における木材の輸入は急ピッチで増加をいたしてきておる。四十四年におきましては国内の木材と比較いたしましたとしても五％の外材ということでございますから、まさに半分以上を若干上回ったという状況になってきておるわけでございます。したがって当然これは国内の

木材価格に反映をいたしておるだろうと思われるわけでございまして、次いでお伺いいたしますが、このような外材の大幅な輸入を受けて、最近における国内の木材価格がどういふ推移をたどっておるか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 最近の木材価格の推移でございますが、これを国産材について、しかもその中で杉について申し上げますと、これを指数で申し上げますと、四十年を一〇〇としたしますと四十二年、四十三年、四十四年とずっと上がりまして、四十三年が一四二になっております。これから四十四年は少し下がりましたが、四十八年の杉の立方当たりの価格が、これは丸太でございますが二万円、これは日銀の調査資料でございます。

○澁谷委員 全般にたたいま御説明がございましたけれども、私の調査したところによりますと四十二年、四十三年、そのころまではかなり国内の木材価格も上昇をしておるわけでございまして、四十二年、四十三年になりまして、国内木材の価格の上昇というものが非常に急ブレーキがかかって上昇の度合いが鈍ってきておるといふことが統計の数字でも明らかにしておるわけでございます。そこで、そういった価格上昇がほとんど鈍ってきたというところで、しかもその間における労働賃金の上昇というものは、御承知のようにきわめて大幅な上昇を続けておるわけでございますから、その結果として、最近国内の林業を営んでおる人の間にこのままでいったならば一体木材の将来はどうなるだろう、せつなく高いコストをかけて造林をやってみても、その木材を伐採するよな段階になったらこれはもうほとんど値段にならない。外材に押されてしまつてもう値段にならない、元も子も取れない、こういう不安が非常に強く影響をしておるのが現実でございます。これはもう容易ならざる状態ではないかと思つております。森林資源が国の国土保全あるいは緑というわれわれの生活にとってきわめて大事な資源というものを涵養する、あらゆる意味において、

さらにさらに造林意欲を振興してわが国の森林資源というものを伸ばしていかなければならぬ、これは基本的な国策であると思うのでございますが、肝心な林業経営をする人がその造林に対して意欲を失おうとしてきておるこの事態は、これは非常に重大な問題でございまして、こういう点について政府農林省としては一体どういうふうな判断をされておられるか、またそのような現況に対してどのような基本的な施策を準備されておられるか、農林大臣、林野庁長官からそれぞれ御所見を伺いたいと思います。

○倉石国務大臣 ただいまのお話は、さわめて重要な点を御指摘いただいたと思うのでございまして。

まず民有林の造林事業は、昭和六十年度までに一千万ヘクタールの人工林を造成することを目標といたしまして実施いたしておるわけであります。また造林を中心といたしましておおむね計画どおり進捗してきております。

それから造林政策の今後の方向につきまして、木材需要の動向、森林が有する公益的機能の要請等に対処いたしまして、森林資源がその機能を最高度に発揮する状態に開発整備されるように、拡大造林を中心に積極的に推進いたす考えであります。ただいま御指摘の中にございまして、問題がたぐさん横たわつておるわけであります。

したがって政府はそういうことにも目をつけまして、合理化、近代化等について諸般の施策を講じてまいらなければならぬという考え方を持っております。これは国有林並びに民有林に対してはそれぞれ適当な措置を講じていかなければなりません。御指摘のように先祖から伝えられた美しい、しかもわれわれの生存のために、国土保全のために必要な林政につきましても、重大な関心をもちまして、この危機を乗り越えるように全力をあげなければならぬ、このように考えておるわけであります。

○松本(守)政府委員 造林事業が最近だんだんや

りにくくなつたという声も聞きますし、林野庁の把握しておりますところでも確かにそのような傾向がございまして、幸いに、四十四年度の造林実績を見ますと拡大造林は若干ふえております。これは戦後最高の数字ではないかと思ひますが、再造林の面が少し減つてきております。いずれにしても、今後はさらに造林を取り巻く情勢はきびしくなるといふことを考えまして、いままでは林業者が行なう造林に対して補助とか融資制度また税制の改善という面を逐年改善するように努力いたしております。

第二番目には、公社とか公団等による分収造林を推進しております。また有力な造林のなない手でありまして、その森林組合の強化に努力しなければいけないというところで、いま森林組合問題にもその強化のための検討会を予算措置でつとめておられます。と同時に、林業構造改善、里山事業、そういうものを通じて森林組合に仕事を与えていく、それによって森林組合が強化されるということをいま考えております。

それからさらに四十六年度には、森林資源に関する基本計画と長期見通しを改定する作業を進めております。そういうことにあわせて、造林推進対策をいままでは造林保護課が担当しておりました。とかくその課だけの考えで対策を考へる場合、その範囲が狭いということもございまして、林野庁あげてこの造林対策に取り組むということ、部内を通じて関係課、係を集めて検討会を編成をいたしまして、同時に民間の関係業界からも代表的な方に別途参加をしていただくというところで、官民あわせてこの問題に取り組むという姿勢で今後万全を期する所存でございまして。

○澁谷委員 ただいま大臣、それから林野庁長官からそれぞれ御答弁をいただきました。政府が非常に重大な関心をもち、この問題と真剣に取り組んでおられることがはつきりとわかり、私も安心をいたしましたわけでございまして。

そこで私もう一つこの問題についてお伺いたしたいと思ひますが、御案内のように外

材の輸入は完全な自由になっておる。私しろうとでございまして、国内の木材の中核を占めておる杉、ヒノキというようなものと競合する関係にある外材の値段は、国内産よりも安いだろうと思ひますが、そういうものの輸入が完全に自由化されておるといふ客観情勢のもとで、外材が先ほど明らになつたようにこの両三年輸入が急ピッチで増加をしてきておる。おそらくこのままでは、本年も来年も引き続き外材の輸入は相当なスピードで増加を続けていくのではないかと。しかもその値段は国内産よりもかなり安いというところになります。せっかく丹精をして育てた国内の木材の値段が上るどころかむしろ安くなくなっていくというのを私は実は心配をするのでござい

ますが、こういう点の見通しについてどういふうにお考えになっておりますか。

○松本(守)政府委員 外材の輸入の見通しまた価格の見通しというお話でございまして、いま内地の建築に一番多く使われておる杉の柱角、またそれに代替されようとしておる米ツガというものがございまして、それを比較してみますと、三割ぐらい外材のほうが安い。そのときどきによつて違いますけれども、そういう傾向がございまして、確かに価格の面において、また供給の面において外材の影響を受けておる。そこで一体外材が幾ら入ってくるかという見通しでございまして、外国の資源的な事情、また開発の進度、またそれぞれの後進国におきましては開発するための資本が必ずしもないというところで、いま開発輸入ということも行なわれておりますが、それにしても積み出す港の施設とかそういうことで、急に大幅にはそれほど入ってまいらないのじゃないか、外国でも資源的な限度もございしますので、ただ、いま産材が減つておる。減つておるから、その上に外材を縮めるといふことになりまして、需要があるわけでございまして、価格が相当高騰をす

るといふことになりまして、かえつて林業・木材というものに対抗する代替品にその位置をとられ

てしまうということもありまして、価格も適正を考へていかなければならぬということで、国内材生産に對しましては、それぞれ造林、林道というものに補助金を出しておりますし、外材輸入につきましては、今後国内材と調整をする必要がある。消費者ベースの各個ばらばらの輸入ではよろしくないというところから、商社、関係業界、県その他入りまして外材需給検討会というものも設置をいたしまして、適正な、円滑な輸入をはかつていくということで今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

○澁谷委員 いろいろな努力を総合的な角度からされるというところは当然必要でございましてけれども、何と云つても、生産の最大の要因というものは価格なんですよ。いま、米が余つて、この始末に非常に苦勞しておるわけでござい

ますが、一体米がどうしてこんなに生産されるようになったかといへば、言うまでもなく、いろいろな農産物の中で、値段が非常に安かつた、価格が安定しておる、こういうことが魅力で現在のよう

な米の過剰生産というものになった。この例は、非常にいい例だと思ひます。この例は、農林省や林野庁が非常な努力をされて、造林を全国的に押し進めようとしておる、これは当然のこととでござい

ますが、幾ら農林省が本気になつて音頭をとつてみても、肝心の価格が、さつぱり先行きの見通しが、外材は、国内材に比べて三割程度安い。そういうものがどんどん入つてくるといふような情勢下では、先行きの国内材の価格について不安であるというところは当然なこと

なんだ。そういう問題に根本的な説明を加えないままに、幾ら農林省が造林をやれやれといつてけつをたたいても、肝心な林業経営者はもうそれに乗つて踊らない。そうなつてしまつと、先ほど指摘いたしたように、国の大事な森林資源というものがだんだん枯渇をしていくということが結果として出てくるわけでございまして、私は、この問題は非常に大きな問題だと思ひます。そこで、時間があるから、これはもうこ

れ以上追及いたしませんけれども、私はやはり、林業に限りません、米作についても、あるいは畜産、酪農全般について言い得ることは、日本の農業生産というものが、諸外国のそれに比べて生産性が低いというところに根本的な問題がある。コストが高い。したがって、日本の農業経営全般について大事なことは、その近代化あるいは合理化というものを強力に推し進めることによってコストを下げる、生産性を上げる、これがこれからの政策の中心でなければならぬと私は確信をいたしておるわけであります。この造林についても、この基本原則は全くそのままではまると私は思うものでございまして、そういう意味で、外材との競合というような状況から判断をして、国内の木材の価格を、何か操作をして人為的に上げるといふことについては当然限度がある。そうすると、その代案として考えられるのは、当然、そのコストをどうして下げていくか、林業経営の近代化、合理化という政策をどうして推し進めていくかというところが中心の対策にならなければならぬと考えるわけであります。先ほどの御答弁の中でも、そういう考え方で農林省は真剣に努力をされておるといふことを伺ったわけでございしますが、これは単なる答弁ではなしに、ただいま申し上げたような情勢の中でございまして、ほんとうに真剣にこの問題についてはそういう方向で取り組んでいただきたいと思ふわけであります。

そこで、この問題について最後に一つ伺いたい点は、何といたしても、やはり国内の木材を搬出する、あるいはその造林を進める場合に基本的に大事な条件の一つは道路の整備だろうと思ふのです。林道を整備するといふことがあらゆる施策の基本条件の一つであると私は思ふのでございします。当然林野庁におきましても林道の整備についてはもう真剣に取り組んで努力をされておられるわけでありまして、この林道の整備の現況と将来についての対策について御所見を伺いたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 いま先生の御質問の中に、

外材との競争力をつける必要がある、確かにそのように存じます。造林事業の盛衰は外材輸入の多寡に、いままでの大正時代以来の歴史を見てみましても、比例をいたしております。そこで、外材に対して国内林業が力をつけていく一番大きなきめ手になりますのが林道であらうと思ひます。その林道は、いわば農業でいえば土地盤整備、土地改良というようにも当たるわけでございます。いま農林省としても、造林のほか林道につきましても一番の力こぶを入れておるのでございします。その林道をつくることによってそういったコストの引き下げ、あわせて林業従事者の所得の増大、また関係地域の振興というものにも大きく寄与しておることを考えますと、今後さらに積極的な林道事業の推進をはかってまいる所存でございします。

○澁谷委員 林業についての質問は以上で終わりました。次に国有林活用法案について二、三質問をいたしたいと思います。

この法律案につきましては、すでにわが党からも、前の国会の当委員会におきまして、森田、瀬戸山両委員から相当詳細な質疑が行なわれております。したがって、その審議、両委員から触れられた点については、つとめて重複を避けたいと思ふわけでございしますが、私がここで一つお聞きしたい点と申すのは、国有林という現在の形というものは、御承知のように、これは国有林を国が持つことが妥当である、これが国家国民のために正しい、よりよいためにはという理論的な立場に立って現在の国有林というものができ上がったものでないことは、もう言うまでもありません。これは明治維新以来の歴史的な産物として現在の国有林という形態ができてきたわけであるわけでありまして、そういう偶発的な歴史的な所産としてでき上がった国有林というものの管理経営に林野庁が当たっておるといふのが現在の形態であるわけであります。

そこで私、基本的な考え方でございますが、こういう歴史的な所産である国有林というものを、

国が現状のままの形で維持していくことが正しいというか妥当である、あるいは国家国民のためにそのほうがよいとお考えになっておられるかどうか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○松本(守)政府委員 いまの国有林の配置、それからその量でございますが、それは確かにいま先生御指摘のとおり、旧藩時代から明治政府にかわりますときの歴史的な所産といえそのとおりでございます。その結果、東北地方九州の一部、また内地の一部にもございしますが、きわめて国有林の多いところと、また国有林がほとんどない地域とがございます。まあこれを、国有林をどういふうに配置がえしたらいいかというところにつきましては、いろいろの説もございします。諸外国の例もございします。しかし、いま林野庁としては当時与えられた国有林を最大の効果をあげながら国民の財産として国民経済、また地元経済に寄与するといふことでいま経営をしておるのでございします。これを再配置をし直すとか、そういうことは現時点では考えておらないわけでございします。

○澁谷委員 国有林の総元締めである林野庁長官としては、当然だいたいのような答弁以上に出ることはまず困難であらうと、これは考えるわけでございしますが、私は、ただいま申し上げたように、歴史的な所産としての現状のような形に国有林がなった、当然その結果として国有林の所在というものは非常に地域的に片寄っております。ある県におきましてはその道府県の六割、七割というものが国有林で占められておる、東北、北海道がその代表的な地域であるわけでございしますが、ところが、関東から西にかけてのこの日本のどまん中の地帯というものはほとんど国有林というものは見られない、そういうアンバランスな形になっておるわけでありまして。

そこで、私は、基本的にはこの国有林というものを現在の形のまま国が直接管理しなければならぬという理論的なまた実際の根拠もはなはだ乏しいというふうに考えておるものでございします。しかし、この議論はここで幾らしてみてもこ

れはもう堂々めぐりでございしますから、これ以上申し上げません。端的に私の考え方を申し上げたわけでございしますが、そこでその根本議論は一応その程度にいたしまして、国有林の存在、管理、経営という現状を一応認めた上で、しからばこの地域的にきわめて偏在しておる国有林というものをその地域の住民、地域の農民に対してどう活用していくか、積極的にどう活用していくかということがこの法案の提出の目的とも関連をしてくるわけでございまして、この点をいさしきお尋ねをしてみたいと思ふわけでありまして。

御案内のように、最近の日本の農業経営というものは非常に追い詰められてきておる。まさにこれは有史以来の大変革期に入ってきておるわけでありまして、平たん地において従来米作をしてやってきました、比較的豊かな農民の間に最近の米価の据え置き等の影響がございまして、農家の生活状態というものはだんだんだんだんと逼迫してきておる。いわんや平たん地でないいわゆる山村地域、それから山間地域における農民の生活というものは、従来から平たん地におけるそういう比較的恵まれた農民と比べると非常にそこに格差がある。生活条件としては非常に苦しい中で生きてこざるを得なかった。それが全般的に日本の農業全体が追いつめられてきておるわけでございしますから、一段とこういって山村地域における農業従事者の生活というものは、これは特に苦しくなつてきておるのは御承知のとおりでございします。

そこで、そういった山村地域に生活をする農業従事者——そういうところに住んでおるのが悪いのだからおまえたちはさあやめて都市地域に出てこいというような考え方もあるかもしれませぬ。しかしそういうことを法律によって、強制力によってやるということは、これはもう政治でも何でもありません。そこで山村地域に住む人々は山村地域における諸条件を最大限に生かして、そうしてその地域の住民ができるだけ所得をふやして豊かな生活ができるような対策を講じ

とでございますから、これについて林野庁いろいろお考えがあるだろうと思えますけれども、私は

基づいて払い下げをしてもらいたい、あるいは部分林の設定をお願いしたいというような要請と申

国有林というだけでその経営を万全にやれる時代ではございません。地元との共存をはかりながら

についてもこれはそのまま言い得ると私は思う。でありますから、せっかく待望の法律が実施に入る

わけでございますから、実施になつても、本省ではそういう基本方針は立てたけれども末端にはさっぱり徹底しておらぬということがないように、私は繰り返し要望を申し上げておく次第であります。時間もまいりましたから最後に一点だけ私の希望を申し上げまして御協力いただきたいと思うわけでございます。

長官も御承知のように、林野の偏在しておる地域におきましては、軒先まで国有林であるという、そういう状態のケースが非常に多いわけです。私の選挙区なんか回つてみますと、そういう地点が実に多いわけです。そこでそういった方々と懇談をいたしますと、この十年間私は聞かされてきた、それはどういうことかという、たとえばたんぼをつくつておる、そのたんぼのぎりぎりまで国有林になつておるわけですよ。太陽がその木にさえぎられてたんぼに日が当たらないわけです。日が当たらないのですから当然減収です。何とか日が当たるように、そのたんぼのぎりぎりまで立つておる樹木を伐採してもらいたい、これはもう、そこでそれをたよりに生きている農民としては、ほんとうに腹の底から出るような切実な叫びですよ。ところがそれは国有林である、国の財産であるから、かつてに手をつけたら手がうしろに回つてしまふわけですから、それはできない。営林署の担当の役人に幾ら頼んでもそれは聞き入れてもらえないという状態のままで、何十年という間そういう忍従の生活をして生きてきておるわけですよ。私は、こういった状態をこのままで認めておいたのでは政治は不在じゃないかと思うのです。私は七年前、どうしてもこの国有林の活用の方針をつくらねばいかぬと強い決意を固めたのはそういうところからきてゐるわけです。それは林野庁としては、大切な国民の財産を預つておるという責任もございますから、いろいろ立場もございましょう。しかしながら、いま私具体的な例として申し上げた、そういったような点は、膨大な国有林から見れば、それも大した量じゃないのですから、都会でも日照権という問題は非常にや

かましい問題になつてきていることは御承知のとおりですよ。生活権に直接つながつてゐるわけですから、そこはひとつ、そういう時代の変遷もあるわけでございますし、国有林活用の法律という画期的な法律もでき上るうとしておる段階でございますから、従来の考え方、従来の取り扱いというものは一応この辺で再検討をしていただいて、そういったほんとうにその日の生活にはなほだしい障害になつておるといふような事例については、林野庁長官、あなたが勇断とまでいきませよ。あなたがひとつこれはめんどろ見てやろうじやないかという気になればこれは直ちにできるのです。法律は要らないのですから、ひとつやってくださいよ。これをつ、私ほんとうに心から要望申し上げるわけでありまして、お答えをいただきます。

○松本(守) 政府委員 ただいま例でもつて御指摘がございましたが、そのようなために国有林では、施業計画を立てる際に除地と申しまして、林木生産の用に供しない地域、言いかえれば雑地といったしましてその区域を区分して木を仕立てないというやり方、これは隣接のたんぼが民有地ですぐ国有林があるという場合の扱い方でございます。それから国有林の中にそういう農耕地があるという場合、それを貸し付けておるといふ場合には、そのまわりの日陰にならない部分まで含めてお貸しをしておるはずであります。ですからいま先生の御指摘の場所がどこであるのかお聞かせいただければ、すぐ調査をいたしまして改めるようにいたしたいと思ひます。

○澁谷委員 御親切な答弁ありがとうございます。具体的な事例は一ぱいございますから、私さつそく調査をいたしましてお願いをいたしますので、ひとつよろしく御協力をいただきたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

○草野委員長 この際休憩いたします。
午前十一時五十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕